

●まちの情報誌●



広報

7 2016
月号 JULY

まちとり

町の人口

男 3,363人

女 3,712人

計 7,075人

世帯数 2,856戸

2016年5月末現在

No. 506

第45回 差別をなくす 町民集会



6月11日（土）、「失敗しない人間より、あきらめない人間になる」をテーマに、差別をなくす町民集会がリベルテホールで行われ、約300人の方々が参加されました。

オープニングでは高取中学校吹奏楽部による演奏が行われ、会場は盛り上がりをみせました。また、ちゃんへんさんには「あきらめない心」と題しディアボロなどジャグリングの披露をまじえ、講演を行っていただきました。ちゃんへんさんご自身の生い立ちや経験を語っていただき、失敗をおそれず、夢に向かってあきらめない心を持つことの大切さについて考える機会となりました。

◆ 心やすらぐふるさと 高取 ◆

全国大会出場!!

学童軟式野球チーム「高取ホークス」は、奈良県Dブロック大会（5月14日）で準優勝し、第21回高野山旗争奪全国学童軟式野球大会（7月22日～26日）に出演することになりました。大会では、22日（金）開会式の当日から宿坊にて宿泊し精神修養やスポーツマンシップの精神についても学びます。

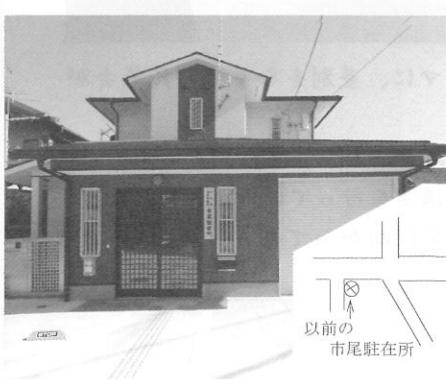
※高取ホークスでは、体験入部受付中です。



『太和トウキ』初出荷!!

高取町漢方推進プロジェクトのメンバーにより生産されました高取町産「太和トウキ」が5月30日に初めて出荷されました。

「くすりの町」高取町の歴史と豊かで美しい自然に育まれ、素晴らしい生薬が誕生しました。これら太和トウキは「煎じ薬」として加工され販売される予定です。今後ますます期待がもたれます。「太和トウキ」の生産に興味のある方は、まちづくり課まで問い合わせください。



5月30日
市尾郵便局の南東側駐車場内に移転しました。

5月30日

市尾駐在所が
移転しました

近畿市尾駅

0744(47)2177
○問い合わせ 総務課
電話応答装置番号
※放送内容は24時間保存。
防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。

防災行政無線
電話応答装置

高取川護岸工事完了しました



平成25年9月の台風により、崩壊していた高取児童公園横の高取川について、今般、奈良県の護岸工事により梅雨の前に無事修繕を完了することができました。

また、工事期間中のみなさんのご理解・ご協力に感謝して、工事を施工した山本健土木興業株式会社から、公園に遊具と桜の寄贈があり、子どもたちの元気に遊ぶ姿がもどってきました。

5月14日（土）開催の高取町体育協会総会において、全国大会に出演された方を対象に、高取町体育協会から「体育功劳賞」として5名が表彰を受けられました。

表彰を受けられたのは、次の方々です。（敬称略）

☆平見 勝
第70回国民体育大会
軟式野球の部 3位
団体3位

☆高西 智香
第43回全国高等学校バトン
ワーリング大会 金賞
男子バスケットボールの部に出場

☆関本 和也
全国高等学校総合体育大会

カデット空手道選手権大会
カデット男子組手70kg 3位

☆空閑 翔大

第9回世界ジュニア&

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

高齢者向け給付金のお知らせ

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

平成28年5月9日から、高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請を受け付けています。受付期間は、8月8日（月）までです。受付期間以降の申請は受理できませんので、申請がまだの方は早急に福祉課に申請してください。

■高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）とは
一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない高齢者の方を支援するため支給されるものです。

○支給対象者

- 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち
- ・平成29年3月31日までに65歳以上になる方
 - ・平成27年度分の住民税が課税されていない方（ただし、課税されている方の扶養親族になっている方や生活保護の受給者である方などは除きます。）

○支給額

支給対象者1人につき30,000円（1回限り）

■申請手続について

対象と思われる方に、5月中旬に申請書を送付しています。
必要事項をもれなく記入し、必要書類（右記参照）を添付して福祉課に申請してください。

※ご自身が給付対象になると思われる人で、5月中旬までに申請書等が届いていない場合は、福祉課まで問い合わせください。

必要書類

- 申請書 ●印鑑 ●振込先銀行口座の通帳（カードも可）
- 申請者本人確認書類（健康保険証／住民基本台帳カード／運転免許証／パスポート等）
- 世帯で申し込まれる方は、支給対象者全員分の本人確認書類
- 町外の方に扶養されている方は、扶養者の非課税証明書

※注意！振り込め詐欺にご注意ください！

市町村や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給するために、手数料の振込みをお願いすることは、絶対にありません。

■申請方法等に関する問い合わせ 福祉課

後期高齢者医療保険から 保険料率改定のお知らせ

法律に基づき2年ごとに
保険料率が見直されます。

○保険料率について

保険料率

平成26・27年度	平成28・29年度
・均等割額 44,700円	・均等割額 44,800円
・所得割率 8.57%	・所得割率 8.92%

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで医療保険制度をみんなで支え合いましょう。

○保険料の軽減について

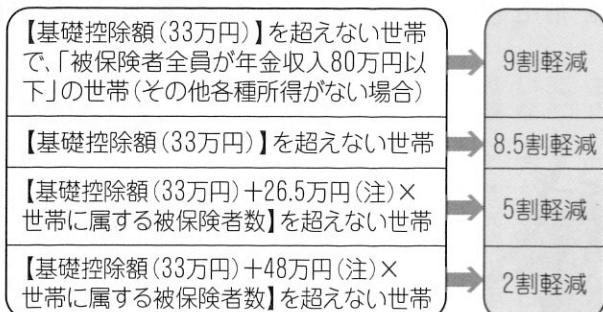
平成28年度以降の保険料軽減措置について

①所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い方は、世帯（世帯主および被保険者）の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

【均等割額軽減の基準】

世帯（世帯主および被保険者）の総所得金額等（医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額）により判定します。



※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

（注）軽減（2・5割軽減）拡充の内容

（1）2割軽減の拡充…軽減対象所得の基準額の引き上げ。
(現行) 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数

（改正後）基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

（2）5割軽減の拡充…軽減対象所得の基準額の引き上げ。
(現行) 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数

（改正後）基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数

【所得割額軽減の基準】

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

②被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は、これまでと同様に所得割がかからず、均等割額の9割軽減も継続されることとなりました。

問い合わせ 住民課

てんいち先生



● **[ひまわりテレホン]**
 ● 7月20日(水)
 13時30分～15時30分
 ● 0744(52)3334
 内容 社会を明るくする運動の趣旨に沿って、電話で相談を受け付けます。
 ● 問い合わせ 福祉課

国民健康保険税は4月1日を基準として、7月に課税となり、納税通知書は7月中旬頃に郵送する予定です。

国民健康保険税第1期分および固定資産税第2期分は、8月1日(月)の納期限までに納めていただきますようお願いします。

※町税の納付場所(金融機関の統廃合等により名称が変更となる場合があります。)

①町役場税務課窓口、町役場内(順不動)

南都銀行派出窓口、コンビニエンスストアおよび次の金融機関(本支店)をご利用ください。

南都銀行、りそな銀行、三井東京UFJ銀行、近畿大阪銀行、第三銀行、近畿労働金庫、大和信用金庫および奈良県農業協同組合

国民健康保険税は4月1日を基準として、7月に課税となり、納税通知書は7月中旬頃に郵送する予定です。

国民健康保険税第1期分および固定資産税第2期分は、8月1日(月)の納期限までに納めていただきますようお願いします。

※町税の納付場所(金融機関の統廃合等により名称が変更となる場合があります。)

①町役場税務課窓口、町役場内(順不動)

南都銀行派出窓口、コンビニエンスストアおよび次の金融機関(本支店)をご利用ください。

南都銀行、りそな銀行、三井東京UFJ銀行、近畿大阪銀行、第三銀行、近畿労働金庫、大和信用金庫および奈良県農業協同組合

(2)近畿2府4県の名ゆうちよ銀行又は郵便局

※平成28年度から納期限を過ぎた納付書では納付することができなくなりました。期限経過後は役場税務課窓口で納付していただき、後日送付される督促状で納付してください。(督促手数料および延滞金が加算される場合があります。)

◇問い合わせ 税務課

便利で確実な口座振替で

近隣の取扱い金融機関の窓口に「口座振替依頼書」を常備しています。通帳と届出印をご持参の上、取扱い金融機関でお申込ください。

1969(昭和44)年7月に「同和事業特別措置法」が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と位置づけ、人権尊重意識の高揚や、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

この機会に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について考えることで、誰もが「幸せに暮らせる社会」の実現をめざしましょう。



★7月は、国民健康保険税第1期分および固定資産税第2期分の納期です。

7月は差別をなくす強調月間です

第66回 社会を明るくする運動 強調月間 7月1日～31日

[趣旨]国・法務省の指針のもと、

奈良県においては「青少年の非行・被害防止運動」、「差別をなくす強調月間」および「奈良県人権施

和対策事業特別措置法」が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」

と位置づけ、人権尊重意識の高揚や、さまざまな人権問題の解

決に取り組んでいます。

この機会に、同和問題をはじめ、

さまざまの人権問題について考

えることで、誰もが「幸せに暮らせる社会」の実現をめざしま

しょう。

【重点事項】犯罪や非行をした

人を社会から排除・孤立させることなく、再び受け入れること

が自然にできる社会にするため

出所者等の事情を理解した上で

雇用する企業の数を増やすこと。

帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。

薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。

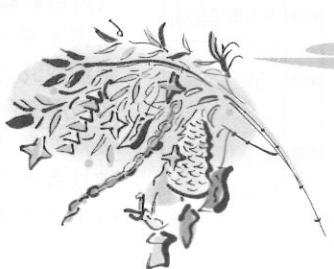
本趣旨に基づき、社明運動高取町推進委員会が中心となり、

関係機関の協力を得て、啓発活動や研修等を開催しますので町民の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

えんどうの花にとまりて翅ゆらす
飛びたつまへの蝶のためらひ
志賀直哉 旧居の茶室うすぐらへ
障子明かりに新緑の影
豊島チカ子

杉本節子

醸造の醤のにほふ町薄暑
俳句



短歌

曝涼や薬祖を偲ぶ道中記
増田貞子

峰入衆未だ地下足袋汚れなし
永野 永久

辻慶子

交通事故等で国民健康保険を使った場合は必ず届出を！



交通事故などの第三者行為によってケガをし、国民健康保険を使用して医療機関を受診した場合、保険者（高取町）が、保険給付の一部又は全部を加害者の加入する自賠責保険等に請求できることとなっています。また、第三者行為によって生じた保険給付事由は、世帯主から保険者（高取町）に届け出をする義務があります。上記のような状況が生じた場合は3年以内に住民課まで届け出をしてください。

○届出に必要なもの

- ・被保険者証・印鑑・交通事故証明書・人身事故証明書入手不能理由書（事故証明書が「物損事故」となっている場合や無記名の場合）
- その他必要書類は役場住民課にあります。※自損事故等は対象となりません。



○「医療費のお知らせ」送付について

○医療費通知の目的

国民健康保険では、年間6回、健康への意識向上や医療費のコスト意識を高めてもらうことおよび医療機関の不正請求の防止を目的として、受診した医療費の総額をお知らせするハガキを、世帯主宛に送付しています。（世帯に受診者がいない場合は送付されません。）

また、国においても、医療費適正化のために医療費通知を行うよう、市町村国保に要請しています。

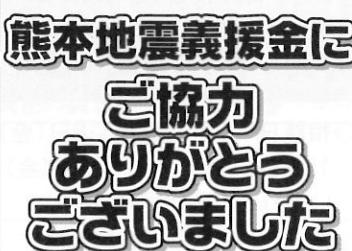
お知らせ内容に不明な点等がある場合は住民課までご連絡ください。

○医療費通知における個人情報の取扱について

世帯全員の医療費通知を世帯主宛に送付することは、個人情報の第三者提供に該当するため、加入者の同意が必要です。しかし、毎回同意を得ることが困難であり合理性を欠くことから、加入者が拒否の意思表示を行わない場合には、同意が得られたものとして従来どおり世帯主宛に送付します。世帯主宛の医療費通知の送付を希望しない場合は住民課までご連絡ください。

（※希望しない場合は医療費通知の発送を行いません。）

○問い合わせ 住民課



この度は、熊本地震義援金にご協力いただきまことにありがとうございました。自治会をはじめ、町内の諸団体、町民の皆さんに心より厚く御礼を申し上げます。

このあたたかい善意は熊本県共同募金会から被災された皆さんへ配分されます。

○義援金総額

金、1,735,029円

高取町共同募金委員会

○保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」がありますので、役場住民課で手続きをしてください。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分の期間を対象として審査をおこないます。また、申請ができる期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。

○問い合わせ 住民課

※保険料免除・納付猶予（一部免除を除く）を承認された方がいた場合は、あらためて申請を行わなくても継続して申請があつたものとして審査を行います。

※申請者ご本人・配偶者・世帯主のうち、申請の前年度の所得について、税の申告が行われない方がいる場合は、役場税務課にて住民税の申告を行つた上で、申請書を提出してください。

○申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・年金手帳

国民年金保険料免除等の申請について

ひとり親家庭には こんな制度があります

『児童扶養手当』



父・母と生計をともにできな児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給される制度です。(ただし、父・母等および同居の扶養義務者の所得制限により、支給されない場合があります。)

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる児童を養育している父・母、または父・母にかわってその児童を養育している人です。

- ① 父母が婚姻を解消(離婚等)した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上離棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父母ともに不明である児童

*ここで児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの人のことをいいます。ただし、身心に一定の障害がある場合は20歳までになります。

私立幼稚園に就園している児の保護者を対象に、就園に伴う保護者の経済的負担を軽減し幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、世帯の所得状況に応じて入園料・保育料の補助を行います。

★対象世帯

- ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯
- ② ひとり親世帯等
- ③ 当該年度に納付すべき町民税が非課税もしくは町民税の所得割が非課税となる世帯
- ④ 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,110円以下もしくは211,200円以下となる世帯
- ⑤ 多子世帯(ただし、補助対象は第二子以降)

私立幼稚園就園奨励費 補助について

私立幼稚園就園奨励費

7月の臨床心理士による 教育相談

- ◇相談日 7月1日(金)・8日(金)・15日(金)・22日(金)・29日(金)
いずれも13時から17時
(1回約45分の事前予約制)
- ◇相談場所 リベルテホール
- ◇対象者 町内在住の子どもたち(中学生まで)とその保護者
- ◇申込方法 教育委員会事務局へ、電話でお申ください。
0744(52)3715
- ◇費用 相談は無料です。
- ◇その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。
日時等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。
0744(52)2151

参考:児童扶養手当の月額(平成28年8月)
・子ども1人の場合 全部支給:42,330円
一部支給:42,320円
9,990円
(所得に応じて決定されます)

・子ども2人以上の加算額 2人目:10,000円、
3人目以降1人につき:
6,000円

平成28年8月1日から 「児童扶養手当」額の一部が増額されます

問い合わせ 福祉課

0744(52)3715
高取町教育委員会事務局

わくわく エンジェル

お友達作りの育児サークル
「わくわくエンジェル」に
参加しませんか?

○とき
8月3日(水)
10時~11時30分

○ところ
保健センター

○対象者
0歳~未就学児と
その保護者

○内容 親子体操
(たっちゃん先生)

○問い合わせ
福祉課

子育て支援センター アミイクラブ

- 親子でふれあい、楽しい時間を一緒にすごしてみませんか?気軽に参加してみてください!!
- ○とき 7月19日(火)10時~11時30分
- ○ところ たかとり保育園
- ○対象者 0~3歳児とその保護者
- ○内容 誕生日会、水遊び
- ○持ち物 水着(Tシャツ・濡れてもよい紙パンツでも可)タオル・帽子
- ○問い合わせ
- 子育て支援センター(たかとり保育園内)
0744(52)4368
- ○申込時間 9時~16時まで
- ※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申ください。

小学生の通院医療費助成が始まります

平成28年8月1日から小学生・中学生の医療費助成が入院に加え、通院も対象になります。

小学校入学から中学校卒業まで（中学校を卒業する年の3月31日まで）の児童を対象に、保険診療（入院時の食事代を除く）の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。申請後『子ども医療費受給資格証』を交付します。

※就学前の乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成制度は変更ありません。

○対象者

小学校入学から中学校卒業まで（中学校を卒業する年の3月31日まで）の児童（平成28年度対象の方…平成13年4月2日～平成22年4月1日生まれ）
※生活保護、心身障害者医療助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者の方は対象外

○申請に必要な物

- ・健康保険証・印鑑・振込先確認の為、通帳および通帳カード（コピーでも可）・マイナンバーのわかるもの
- ※平成28年1月2日以降に高取町に転入された方は、1月1日現在の住所地の市町村発行の所得証明書（扶養人数および各種控除額が明記されたもの）が必要です。

○申請期間 平成28年7月10日まで

○申請場所

高取町役場 住民課（来庁が困難な方は郵送でも申請を受け付けます。）



○一部負担金

●通院の場合、小中学生…1医療機関につき月1,000円（調剤薬局分は負担なし）

●入院の場合、1医療機関につき月1,000円（14日未満の場合は月500円）

※保険適用外の費用（容器代、診断書料、入院時の室料など）は医療費助成の対象外です。

○助成金について

●県内の医療機関にかかったとき

支給申請をしていただく必要はありません。健康保険証と子ども医療費受給資格証を病院などの窓口に提示することにより、受診された月から約3か月後、指定された口座に助成金を振り込みます。

●県外の医療機関にかかったとき

住民課窓口での支給申請が必要です。

・申請に必要なもの

医療費助成金交付請求書※住民課の窓口にあります。印鑑

領収証（対象者の氏名、保険点数、医療費、診療日などが記載されているもの）

・申請ができる期間

医療保険の自己負担額を支払った日の翌日から起算して5年以内

○問い合わせ 住民課

集団がん検診のお知らせ

9月2日(金)保健センターにて集団がん検診を実施します。

◆申込期間 7月29日(金)まで※先着順です！

◆申込方法 保健センター窓口か電話で受付

検診項目・受診料等 ※年齢は平成29年3月末基準

検診項目	対象年齢	定員	受診料
胃がん検診	申し訳ございません。ご好評につき、定員になりました。		
ピロリ菌検査	40歳以上	50	1,000円
肺がん検診	40歳以上	50	300円
喀痰検査	40歳以上	20	500円
大腸がん検診	40歳以上	80	500円
子宮頸がん検診	20歳以上 ※ただし、2年に1回の受診となります	50	1,100円
ヒトパピローマウイルス検査	30～64歳 ※子宮頸がん検診を同時に受ける方のみ	30	2,000円
乳がん検診	40歳以上 ※ただし、2年に1回の受診となります	50	1,600円

※妊娠中および妊娠の可能性のある方は、胃がん、肺がん、乳がん検診を受けることができません。

※子宮頸がん検診、ヒトパピローマウイルス検査は、妊娠中、婦人科治療中の場合は主治医とご相談ください。

※乳がん検診は、乳房疾患治療中、経過観察中、授乳中、断乳直後、ペースメーカー装着や人工物が入っている方は受けることができません。

※①生活保護世帯②市町村民税非課税世帯の方（検診日時点）③70歳以上の方（平成29年3月末時点）は、受診料が無料となります。

ただし、①の方は事前申請により無料、②の方は申請により後日償還払いになります。

がん予防推進員さんからの
町民の皆さんへ
メッセージ

将来へ命をつなぐ
がん検診
～あっちゃん～

家族そろって受けよう
がん検診
～匿名～

下水道に関するお知らせ

公共下水道の供用および
下水の処理開始に
関する告示について

公共下水道の供用および下水
の処理を開始するので、下水道
法（昭和33年法律第79号）第9
条の規定に基づき告示し、総覧
に供します。

①供用開始拡大区域

観覚寺、下子島および車木の
各一部（詳細については事業
課において総覧できます。）

②総覧場所

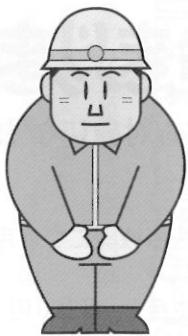
事業課

③供用開始期日

平成28年7月1日（金）

④総覧期間

平成28年7月1日（金）から
平成28年7月14日（木）まで
9時から17時まで（ただし、
閉庁日を除く）



○問い合わせ 事業課

公共水域の水質保全のため公
共下水道への接続をよろしくお
願いします。

排水設備工事は、指定工事店に
ご依頼ください。

排水設備工事は、本町に登録
された指定工事店でなければ施
工することができます。

また、工事費は自己負担となり、
工事前には町への申請が必要と
なりますので、排水設備指定工
事店とよく相談して施工してく
ださい。

下水道法第10条の規定により、
下水道の供用が開始されると、
その区域内の建物の所有者はす
みやかに、下水道に流すための
排水設備（各家庭の便所、浴室、
台所などの流し口から公共マス
までの排水管、排水渠などの設備）
を設置しなければなりません。（単
独浄化槽や合併浄化槽を使用し
ている場合であっても同様です。）

また、下水道法第11条の3の
規定により、くみ取り便所があ
る場合には、供用開始から3年
以内に公共下水道に直接流す水
洗便所に改造しなければなりま
せん。

「みどり香るまちづくり」
企画コンテストについて

第11回

住みよい環境を創出し
ようとする地域の取組を支援す
るため、かおりの樹木・草花を
用いた、街区・近郊地区等の「み
どり香るまちづくり」を演出す
る企画を募集します。

○応募要件

①かおりの樹木・草花等（原則
として総計30本以上）を植栽
しようとする企画であること

②今後実施を想定しており、植
栽場所を確保している企画で
あること（既に実施している
事業については、植え替えや
拡大などを想定している事業
であること。）

○募集期間 10月7日まで
詳しくは、環境省ホームページ
内「みどり香るまちづくり企画
コンテスト」
http://www.env.go.jp/air/akushu/midori_machi/index.htmを参考ください。

「考えよう!! 猫との付き合い方

「飼い主のない猫がおなかをす
かせていてかわいそう。家では
飼えないけど、せめて工サだけ
はあげようかな。」

近頃、このような人が増えて
います。思いつきで猫に工サや
うか。近頃、このような人が増えて
います。思いつきで猫に工サや
うか。

猫は工サだけでは幸せになれま
せん。猫同士の間での縛張り争
いでもケガや事故死をしたり、猫
同士の間で病気が流行したりし
ます。また、きちんと世話をし
ないと糞や尿による悪臭や鳴き声、
住居に侵入して工サをあさったり
など、他人に迷惑をかける迷惑猫
になってしまことがあります。

野良猫に工サを与えることに
よって、かえって猫を不幸にし
てしまうことがあります。今一度、
猫との付き合い方を考えてみま
しょう。

奈良県広域消防組合では、平
成29年4月1日採用予定の消防
職員を募集します。
○募集人数 25名程度
○受験資格
【大学区分】
平成3年4月2日以降に生ま
れた人で、学校教育法による
大学を卒業した人又は平成29
年3月卒業見込の人
【短大区分】
平成5年4月2日以降に生ま
れた人で、学校教育法による
短期大学を卒業した人又は平
成29年3月卒業見込の人
○受付期間
【高校区分】
平成7年4月2日以降に生ま
れた人で、学校教育法による
高等学校を卒業した人又は平
成29年3月卒業見込の人
○受付期間
【第1次試験】
10時～17時（ただし、土日祝日
および平日の12時～13時は除く）
○受験申込配布開始日およびホ
ームページ掲載開始日
7月1日（金）10時から
○問い合わせ
(<http://www.naraksk119.jp>)

平成28年度 高取町農業振興地域 整備計画の 農用地除外申出について

農業振興地域内農用地で農
家住宅の建築や青空駐車場・
資材置き場などを行う場合、
農業振興地域の整備に関する
法律第13条第1項（農振除
外申出（指定解除））により、
農用地の指定を除外する手続
が必要となります。

平成28年度の農用地区域
除外申出の受付期間につい
ては次の期間となります。

○申出期間

7月1日（金）～7月29日（金）
※平日のみ

○提出先・お問い合わせ
まちづくり課

0744 (26) 0119
奈良県広域消防組合
人事課人事係
7月1日（金）10時から
○問い合わせ
（<http://www.naraksk119.jp>）

こんにちは



地域包括支援センターです。

申込制『元気サロン』のご案内 ～8月分～

「運動したいけど、機会がない」、「ひとりではなかなかできない」など、せっかくやる気があるのに心もからだも閉じこもってはいませんか？

高取町では、毎月、65歳以上の方を対象に「筋力アップ運動」や「有酸素運動」などを取り入れた、介護予防運動を行っています。ぜひこの機会に、これからもますます元気で過ごすためにも、一緒に楽しく運動してみませんか？

◎とき

「筋力アップ運動」

8月2日(火)10時～11時(受付9時30分～10時)

「楽しく有酸素運動」

8月17日(水)10時～11時(受付9時30分～10時)

「ステップアップ運動」

8月25日(木)14時～15時(受付13時30分～14時)

※当日は健康チェックを行いますので、9時30分～10時または13時30分～14時までにお越しください。

◎ところ リベルテホール 2階大研修室

◎定員 各日、40名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

◎持ち物 運動できるくつ、タオル、水分補給のお茶など

※現在、通院中の方や、身体等に心配のある方は、かかりつけ医に相談してください。

申込制『スペシャルリハ運動』 のご案内

腰痛の発症には様々な原因があるといわれています。理学療法士から腰痛対策を学び、改善予防に取り組みましょう。

◎とき 7月21日(木)9時30分～11時

◎ところ リベルテホール1階 和室

◎定員 20名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

申込制『にこにこ介護予防講座』 のご案内

【健康は足元から～フットケア～】

足を弱らせないためにも足のケアの方法を知り、いつまでも歩ける足をつくりましょう。

◎とき 7月26日(火)13時30分～15時

◎ところ リベルテホール2階 大研修室

◎定員 40名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

申込制『認知症予防講座』 のご案内

【脳活性化！認知症予防】

認知症予防は、日常とは違うことで脳を活性化することがよいといわれています。普段とは違った体験をしてみませんか？

◎とき 8月4日(木)13時30分～15時

◎ところ リベルテホール2階 大研修室

◎定員 40名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

◎対象者 町内在住の65歳以上の方

(介護保険第一号被保険者)

◎申込方法 7月1日(金)から申込を受付しますので、電話または、文化センター1階にある地域包括支援センターにお越しください。

◎申込・問い合わせ

地域包括支援センター

0744(52)5531



ご注意ください！熱中症

熱中症患者の4割は65歳以上の高齢者です。高齢になると、暑さを感じにくく、水分不足、汗をあまりかかないなどの理由から熱中症にかかりやすくなります。とくに、家の中で頻繁に起こっています。同じ気温でも、湿度が高いほうが熱中症にかかりやすくなるため、閉めきった部屋では過ごさず、エアコンや同時に扇風機を利用するなどしましょう。体内の水分不足では、体温調節が低下してしまいます。飲んだ水分がからだに吸収されるには時間がかかるので、のどの渇きを感じる前にこまめに水分補給をしましょう。また、外出の際は、風を通し、汗が乾きやすい綿や麻などの素材の服装が涼しく感じられます。体調がよくないときに無理に活動すると熱中症の危険が高まりますので注意が必要です。

熱中症の初期によくみられる、めまい・たちくらみ・筋肉のけいれん・頭痛・吐き気・だるいなどの症状が現われたら、風にあたる、衣服をゆるめる、からだを冷やす（冷やしたタオルなどを首・脇の下・足のつけ根にあてる）などで様子を見て、症状が改善しない場合は医療機関を受診しましょう。

7月のごみ収集日

*ごみ搬出は、所定の場所に午前8時30分までにお願いいたします。

*【 】内は次月の最初の収集日。

*ごみを分別するときは、ごみの分別表および家庭ごみの出し方と分け方ガイドブックを参考にしてください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番 ●TEL 0744(52)3334 内線 500 住民課
501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・ 谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーンタウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・ 丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
4日・7日・11日・14日・18日(特別)・21日・ 25日・28日【8月1日・4日・8日・15日】	1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日・ 26日・29日【8月2日・5日・9日・12日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3火曜日	第2・第4火曜日	第1・第3木曜日	第2・第4木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・ 松山・羽内・藤井	市尾・谷田・与楽・ 寺崎・越智・車木	丹生谷・兵庫・田井庄・ 薩摩・森・佐田	グリーンタウン・清水谷・ 上子島・下子島・上土佐
5日・19日 【8月2日】	12日・26日 【8月9日】	7日・21日 【8月4日】	14日・28日 【8月25日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1・第3月曜日	第1・第3水曜日	第1・第3金曜日
市尾・谷田・与楽・ 寺崎・越智・車木	グリーンタウン・清水谷・上子島・ 下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・ 田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・ 松山・羽内・藤井
4日・20日(特別)【8月1日】	6日・20日【8月3日】	1日・15日・29日(5週)【8月5日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2・第4月曜日	第2・第4水曜日	第2・第4金曜日
市尾・谷田・与楽・ 寺崎・越智・車木	グリーンタウン・清水谷・上子島・ 下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・ 田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・ 松山・羽内・藤井
11日・25日【8月9日】	13日・27日【8月10日】	8日・22日【8月12日】

7月の し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
問い合わせ 住民課

日	曜日	岡本班収集大字	勝班収集大字
7月1日	金		丹生谷
4日	月		丹生谷
5日	火		丹生谷
22日	金		観覚寺・下土佐・上土佐
25日	月	森・佐田・薩摩・松山・市尾	下子島
26日	火	羽内・藤井・田井庄	上子島
27日	水	市尾【曾羽】・谷田	清水谷・吉備・下土佐
28日	木	兵庫・車木・越智	下土佐・観覚寺【駅前】
29日	金	寺崎・与楽	下子島・清水谷

保健だより

問い合わせ:
高取町保健センター
電話 0744(52)5111
FAX 0744(52)3351

すぐすぐ発達相談

ふれあい料理教室
参加者募集!!

夏休みにみんなで楽しくクリンク!
初めてでも大丈夫です。
簡単にできる料理を食生活改善推進員が紹介します。

△と き 8月6日(土)
10時～14時

△と こ ろ 高取町、高取町教育委員会
△定 員 20組(先着順)
△参 加 費 1人につき 300円
△対 象 者 小学生と大人のペア
(兄弟姉妹参加可)

△申 込 リベルテホール調理室
エプロン、三角巾、あればお子さま用の調理器具等

△申 込 7月11日(月)～15日(金)
までに保健センターへお申込ください。

△申 込 7月11日(月)～15日(金)
までに保健センターへお申込ください。

**赤ちゃん広場
(育児相談と子育て交流会)**

とき 8月8日(月)
10時～11時受付

ところ 保健センター
対象者 乳(幼児)とその保護者
内容 身体計測、育児等の相談、離乳食相談など

持参品 母子健康手帳

大腸がん検診

とき [検便提出日]
7月11日(月)、8月1日(月)
8時30分～10時受付

ところ 保健センター
対象者 40歳以上
費用 500円

※①70歳以上②生活保護世帯
③非課税額世帯は無料です。
ただし②は受診前の申請、③は受診後の申請が必要です。
【2日間の便を採取します。】

健 康 相 談

とき 8月8日(月)
13時30分～15時受付

ところ 保健センター
対象者 原則40歳以上

費用 相談は無料です

申込 7月15日(金)までに保健センターまでお申込ください。

**がん検診推進事業
お知らせ**

5月下旬に、次の対象年齢の方には、子宫がん、乳がんの無料クーポン券・検診手帳等を送付しています。

クーポン券が届いていない方、または転入等で他市区町村のクーポン券をお持ちの方は、保健センターにて相談ください。

【予宮頸がん検診対象】
平成7年4月2日～平成8年4月1日生

昭和51年4月1日生

ワクチンの種類	対象年齢	標準的な接種年齢
BCG	～1歳未満	5ヶ月～8ヶ月
水痘 初回 水痘 追加	1歳～3歳未満	
四種混合 1～3回目 四種混合 追加	3ヶ月～7歳半未満	
不活化ポリオ1～3回目 不活化ポリオ 追加	3ヶ月～7歳半未満	
麻しん風しん混合 1期	1歳～2歳未満	
麻しん風しん混合 2期	H22.4.2～H23.4.1	小学校就学前の1年間
日本脳炎 1～2回目 日本脳炎 追加	3歳～7歳半	3歳 4歳
ヒブ	2ヶ月～5歳未満	
小児用肺炎球菌	2ヶ月～5歳未満	
日本脳炎 2期	9～13歳未満	小学4年生
二種混合	11～13歳未満	小学6年生

*各予防接種についての説明・接種間隔・回数・接種方法等は、冊子「予防接種と子どもの健康」を必ずご確認ください

※検査を希望される方は、検便提出日の3日前までには、問診票と検便容器を保健センターへ取りにきてください。

持参品 検便費用

※①70歳以上②生活保護世帯
③非課税額世帯は無料です。
ただし②は受診前の申請、③は受診後の申請が必要です。
【2日間の便を採取します。】

持参品 検便費用

※①70歳以上②生活保護世帯
③非課税額世帯は無料です。
ただし②は受診前の申請、③は受診後の申請が必要です。
【2日間の便を採取します。】

健 康 相 談

とき 8月8日(月)
13時30分～15時受付

ところ 保健センター
対象者 原則40歳以上

費用 相談は無料です

申込 7月15日(金)までに保健センターまでお申込ください。



予防接種のお知らせ

もうすぐ夏休みです。対象年齢に該当され、まだ接種を済まされていないお子さまがおられましたら、ぜひ幼稚園や学校がお休みの夏休みを利用して、接種の計画をたてましょう。

肺がん検診の実施医療機関の取り消しのおしらせ

医療機関名	宮本医院
住所	樺原市葛木町364-1
電話番号	0744(25)2881

投票日 7月10日(日) 7時~20時まで

参議院議員通常選挙

高取町で投票できる人

①満18歳以上（平成10年7月11日以前に生まれた方）で選挙当日選挙人名簿に登録されており、欠格事項に該当しない方。

②町内に住所を有し、引き続き3ヶ月以上住んでいる方。

※転入者は平成28年3月21日以前に転入届をされた方。

③町外に住所を移してから4ヶ月未満の方で他の市町村の選挙人名簿に登録されていない方。

投票所入場券

投票所入場券は、1世帯分を1つの封筒に入れて、世帯主にお送りしますので、お手元に届きましたら、すぐに開封してご確認ください。

なお、入場券がなくても選挙資格があれば投票できますので、入場券が届かなかつたり紛失したときは、投票日に投票所で申し出るか選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票場所

投票場所は、投票所入場券に記載してある場所です。

お間違えのないようによくお確かめください。

期日前投票・不在者投票の期間と場所

期間 6月23日(木)～7月9日(土)

時間 8時30分～20時

場所 高取町役場2階 期日前投票所



(本人が入場券を持参してください。まだ届いていない場合は、なくてもできます。)

期日前投票・不在者投票ができる方

①投票日に投票区の区域を問わず仕事又は冠婚葬祭の主宰などの用務に従事する場合

②①以外の用務又は事故のため投票区の区域外に外出・旅行又は、滞在の場合

③病気や出産などで当日歩行が著しく困難である場合（病院や老人ホームなど）で不在者投票指定施設に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の管理者に申し出てください。）

④住所移転のため、本町以外に居住の場合

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるため、郵便による不在者投票を認められた方（あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けた方）が投票用紙と投票用封筒の請求をする場合は、投票日の4日前（7月6日17時）までにしなければなりませんので、ご注意ください。

問い合わせ：高取町選挙管理委員会 0744(52)3334

○問い合わせ

ふるさと夏まつり実行委員会
0744(52)3334

ことから今年は開催の見送りを決しました。お楽しみいただい
ておりましたにも関わらず大変申し訳ございませんが、皆さ
んのご理解のほどをよろしくお願いします。

夏まつり花火大会
中止のお知らせ

○どうぞ、お気軽にお越しください。
〔敬称略〕

7月の相談日
13日 谷口 善美
藤井 利治
坂田 周子
中本 富美子
岩室 裕子
（人権相談）
行政相談
27日 岡村 良子

ところ
老人福祉センター
とき
水曜日
13時～16時
2階

心配ごと相談所